

厚生労働大臣の定める掲示事項

I. 厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II. 診療日及び診療時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始12/29～1/3を除く）9：00～17：00

III. 入院時食事療養（I）に係る食事療養について

当院では、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

IV. 特定療養費について

当院では、通算の入院期間が180日を超えた場合、厚生労働大臣の定めにより、入院基本料の一部について、次のとおり実費徴収をしています。

◆一日につき1,940円（消費税込）

令和6年3月1日

医療法人カタクリ会よしか病院 院長